

令和4年2月定例会

〔 会期 令和4年2月9日（水） 1 日 限
場所 鶴岡市 グランドエル・サン ローズルーム 〕

令和4年第1回庄内広域行政組合議会
2 月 定 例 会 会 議 録

令和4年2月9日（水曜日） 午後3時00分 開議

~~~~~  
◎出欠席議員氏名

議 長 尾 形 昌 彦

**出 席 議 員 （13名）**

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 佐 藤 弘   | 2 番  | 伊 藤 欣 哉 |
| 3 番  | 佐 藤 喜 紀 | 4 番  | 後 藤 泉   |
| 5 番  | 後 藤 啓   | 7 番  | 吉 宮 茂   |
| 8 番  | 土 門 治 明 | 9 番  | 草 島 進 一 |
| 10 番 | 長谷川 剛   | 11 番 | 秋 葉 雄   |
| 12 番 | 佐 藤 麻 里 | 13 番 | 佐 藤 昌 哉 |
| 14 番 | 尾 形 昌 彦 |      |         |

**欠 席 議 員 （1名）**

6 番 佐 藤 栄 市

~~~~~

◎説明のために出席したもの

理事長 丸山 至
(酒田市長)

副理事長 皆川 治
(鶴岡市長)

副理事長 阿部 誠
(三川町長)

理事 富樫 透
(庄内町長)

理事 時田 博機
(遊佐町長)

監査委員 叶野 明美
(鶴岡市監査委員)

監査委員書記 渡部 功
(鶴岡市監査委員事務局長)

会計管理者 土井 義孝
(酒田市会計管理者)

参与 伊藤 敦
(鶴岡市企画部長)

参与 宮崎 和幸
(酒田市企画部長)

参与 近野 広行
(鶴岡市農林水産部長)

参与 菅原 正成
(酒田市農林水産部長)

庄内広域行政組合
事務局長 斎藤 智博

青果市場管理事務所兼食肉流通
施設事務所兼広域行政事務所
所長 佐藤 良

広域行政事務所
次長 上野 修
(鶴岡市政策企画課長)

広域行政事務所
次長 中村 慶輔
(酒田市企画調整課長)

◎議事日程

議事日程第1号

令和4年2月9日（水）午後3時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 令和4年度庄内広域行政組合一般会計予算
- 第 4 議第 2号 令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算
- 第 5 議第 3号 令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算
- 第 6 議第 4号 令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算
- 第 7 議第 5号 令和4年度庄内広域行政組合市町分賦金
- 第 8 議第 6号 庄内広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 9 議第 7号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第10 議第 8号 庄内広域行政組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

~~~~~

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~

◎開 議

(午後 3 時 0 0 分)

○議長 尾形昌彦議員

ただいまから、令和 4 年 2 月庄内広域行政組合議会定例会を開会いたします。本日の欠席届出者は、6 番 佐藤栄市議員であります。出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第 1 号によって進めます。

~~~~~

## ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長 尾形昌彦議員

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において 4 番 後藤泉議員、5 番 後藤啓議員を指名いたします。

~~~~~

◎日程第 2 会期の決定

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、さきに議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。3 番 佐藤喜紀議会運営委員長。

○議会運営委員長 佐藤喜紀議員

令和 4 年 2 月庄内広域行政組合議会定例会の会期につきましては、去る 2 月 2 日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、本日 1 日限りとする事と決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長 尾形昌彦議員

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期

は、本日1日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~  
◎提案説明

○議長 尾形昌彦議員

次に、本定例会に提案されている議第1号から議第8号までの議案8件について、提案者の説明を求めます。理事長。

○理事長 丸山至酒田市長

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議第1号「令和4年度庄内広域行政組合一般会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1,740万3千円とするもので、前年度と比較し117万7千円の増額となっております。内容といたしましては、組合議会や理事会の運営経費、地域振興・広域計画策定推進費等を統合した総務管理費、市町職員共同研修費等を計上しております。

議第2号「令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ3,130万円とするもので、前年度と比較し3,000万円の増額となっております。内容といたしましては、令和2年度まで起債償還に充てるため、庄内地域振興基金より毎年1億円ずつ食肉流通センター事業特別会計へ繰り出しをしていたものを、令和4年度より戻し入れがあり、基金繰入金3,000万円の皆増。また、庄内地域振興基金の運用収益を財源として、庄内地域の情報発信事業を実施します。

議第3号「令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,321万円とするもので、前年度と比較し2,404万6千円の増額となっております。内容といたしましては、市場使用料の見直しや集配センター冷蔵庫の更新など、市場施設の適切な維持管理と円滑な市場運営を推進するものです。

議第4号「令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,100万円とするもので、前年度と比較し1億5,300万円の減額となっております。内容といたしましては、食肉流通センターの各種設備や機械の維持修繕を行い、円滑な施設運営を図るもので、予算減額の主な要因は工事請負費や公債費の減額によるものです。なお、令和4年度より庄内地域振興基金への戻入れを実施いたします。

議第5号「令和4年度庄内広域行政組合市町分賦金」につきましては、各会計の市町ごとの負担金の額と納入時期をご提案するものですが、その総額は前年度と比較し、900万円の減額です。

議第6号「庄内広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正」につきまして

は、国の規制改革推進会議における押印原則の見直し基準が示されたことから、押印の廃止を提案するものです。

議第7号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」につきましては、国による「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されたことから、当組合においても「職員が不妊治療に係る通院等のため勤務をしないことが相当であると認められる場合」の特別休暇を新設するものです。

議第8号「庄内広域行政組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について」につきましては、行政不服審査会の処理する事務を県に委託するため、規約を制定し、議会の同意を求めるものです。

以上が議第1号から議第8号までの議案の概要ですが、各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして関係職員に説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

---

## ◎日程第3 議第1号 令和4年度庄内広域行政組合一般会計予算

### ○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第3 議第1号「令和4年度庄内広域行政組合一般会計予算」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

### ○斎藤智博 庄内広域行政組合事務局長

予算書の1頁をご覧ください。予算総額を歳入歳出それぞれ1,740万3千円とし、前年度と比較しプラス7.3%、117万7千円の増額とするものです。これは主に、平成28年度以降、公会計制度や会計年度任用職員制度などへの対応で経費が増加し、単年度収支の赤字による繰越金が減少していることから、市町負担金を増額したことによるものです。

歳出からご説明申し上げます。8、9頁をご覧ください。1款議会費につきましては、定例会2回、臨時会1回の開催経費を計上しており、前年度比較では21万7千円増の181万1千円としておりますが、これは、議員視察研修に係る経費の増額が主な要因です。2款1項1目総務管理費には、これまで理事会の開催や会計年度任用職員の雇用に係る経費、事務的な経費を計上してまいりましたが、これらに加えて、派遣職員給与費負担金などの広域行政事務所の運営に関する経費を計上してきた2目地域振興一般管理費と庄内地方拠点都市地域基本計画及び調査研究活動に関する経費を計上してきた3目広域計画策定推進費を統合し計上しております。これにより、前年度と比較し954万5千円増の1,324万円となっておりますが、2目と3目が廃目となりますので、実質的には38万4千円の減で、派遣職員給与費負担金の減少が主な要因となっております。10、11頁をお開き願います。2目の市町職員共同研修費は、前年度と比較し107万9千円増の174万8千円で、コロナ禍以前の多様な外部講師の活用により充実した研修を実施するため、12節委託料を66万6千



円増額するなどコロナ禍前の水準に戻した内容としております。2 款 2 項 1 目監査委員費は、定期監査や例月出納検査などに係る監査委員の費用弁償で、前年度に比べ 16.9%、1 万 5 千円増の 10 万 4 千円となっています。3 款予備費は、前年度より 25 万円増の 50 万円で、一昨年水準に戻しております。

歳入についてご説明申し上げます。戻りまして 6 分をお開き願います。1 款 1 項 1 目市町負担金は、前年度より 100 万円増額の 1,440 万円を計上しています。2 款 1 項 1 目繰越金は、前年度と比較し、17 万 7 千円増の 299 万 7 千円を見込んでおりますが、主な要因は派遣職員給与負担金の減少によるものです。3 款諸収入は、前年同額です。以上が、令和 4 年度庄内広域行政組合一般会計予算になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

討論を終結いたします。これから、議第 1 号について、採決いたします。ただいま議題となっております議第 1 号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第 1 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第 4 議第 2 号 令和 4 年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第 4 議第 2 号「令和 4 年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○斎藤智博 庄内広域行政組合事務局長

予算書の 13 分をご覧ください。予算総額を歳入歳出それぞれ 3,130 万円とし、前年度と比較し 3,000 万円の増額とするものです。その要因は、令和 2 年度までに地域振興基金を取り崩し、庄内食肉流通センター特別事業会計に繰出ししていた 15 億円の戻入を始めることによるものです。歳出からご説明します。20 分をご覧ください。1 款 1 項 1 目地方拠点

都市地域事業費は、前年度と比較して3,000万円増の3,120万円としております。その内訳は、12節委託料が120万円で、庄内地域振興基金の運用益を活用した庄内地方拠点都市地域基本計画の推進事業として、地域文化情報誌「クレードル」への記事掲載を通じ、庄内各地の魅力を情報発信しているもので、引き続き庄内総合支庁と連携して庄内の食や観光について高校生が取材した記事を掲載する予定としております。24節積立金の3,000万円は、庄内食肉流通センター事業特別会計からの繰入金を庄内地域振興基金積立金として基金に戻入れるものです。2款予備費は、前年度と同額の10万円です。

続きまして歳入について説明いたします。戻りまして18号、19号をお開き願います。1款1項1目利子及び配当金は、庄内地域振興基金の運用収入ですが、基金額の減少と利率の低迷から、前年度と比較して3万2千円の減額を見込んでいます。2款1項1目庄内地域振興基金繰入金は、庄内広域情報発信事業に充当するため、基金の運用収入で不足する分を、基金の運用による積み増し分を取り崩して繰り入れするものです。2款2項1目庄内食肉流通センター事業特別会計繰入金は、来年度より開始する庄内地域振興基金への戻入で、3,000万円を計上しております。3款繰越金、4款諸収入については前年同額です。以上が、令和4年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

討論を終結いたします。これから、議第2号について採決いたします。ただいま議題となっております議第2号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

## ◎日程第5 議第3号 令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第5 議第3号「令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

## ○齋藤智博 庄内広域行政組合事務局長

予算書 23 頁をお願いします。第 1 条として予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,321 万円とし、前年度と比較しプラス 17.3%、2,404 万 6 千円の増額とするものです。これは、起債償還額の減少により市町負担金と市場使用料を減額している一方で、起債による冷蔵庫の更新工事を予定しているため、一時的に予算規模が増額となったものです。第 2 条で地方債の借入を予定しております。第 3 条の一時借入金金の最高額は、3,000 万円で前年度と同額としています。

歳出からご説明申し上げます。34 頁、35 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目市場管理費ですが、前年度と比較して 5,080 万 4 千円増の 1 億 5,968 万 7 千円で、主に工事請負費の増額によるものです。内訳といたしましては、1 節報酬から 4 節共済費につきましては、主に会計年度任用職員にかかる経費であります。10 節需用費が 3,772 万円で、前年度比 109 万 7 千円の増としておりますが、これは修繕費の増額によるものであります。修繕費につきましては、平成 21 年度に大規模改修工事を行ったため、従前よりも予算を 200 万円減額した中で対応してきたところであります。修繕は市場内の各事業者から要望箇所の調査を実施しながら進めておりますが、大規模改修から既に 10 数年が経過し、経年劣化による修繕箇所の増加で予算の不足が顕著となってきているため、100 万円を増額し 800 万円としております。36、37 頁をお開き願います。14 節工事請負費は、6,494 万 4 千円で前年度比 6,329 万 2 千円の増となります。工事の内容は、集配センター冷蔵設備機器の更新工事で、現在使用している冷蔵設備が既に 25 年経過し故障が心配される中、冷媒ガスが使用規制により令和 2 年度で生産終了となっていることから、故障時に修繕不能で使用できなくならないよう、早めに更新工事を行うものです。24 節積立金は、450 万円で前年度比 1,550 万 2 千円の減としていますが、将来の工事や起債償還に備えた市場整備等基金への積立として、歳入繰越金の 1/2 程度を計上したものです。2 款公債費は、252 万 3 千円で、前年度比 2,675 万 8 千円の減となっておりますが、これは、平成 8 年度までの集配センター建設、平成 23 年度までの市場大規模改修の起債償還が令和 3 年度で終了したことによるもので、1 項 1 目元金が前年度比 2,632 万 2 千円の減の 252 万 2 千円、2 目利子が 43 万 6 千円の減となります。3 款予備費は、前年度同額の 100 万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして 30、31 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目市町負担金は、歳出で説明いたしました起債償還が進んだことにより 2,700 万円で、前年度比 1,000 万円の減としております。2 款 1 項 1 目市場使用料は、5,356 万 9 千円で、前年度比 1,684 万 7 千円の減となっておりますが、これは起債償還額の減少に合わせた売上高割市場使用料の料率を 1000 分の 3.5 に引き下げることによる、卸売業者売上高割市場使用料の減少が主な要因であります。3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、市場整備等基金の運用収入です。4 款繰越金は、911 万 9 千円で、前年度比 45 万 9 千円の増を見込んでおります。3 款諸収入は、1 項 1 目が組合預金利子です。32、33 頁をお開き願います。2 項雑入は、前年度と比較して 56 万 6 千円減の 2,252 万円を見込んでおります。これは主に市場内事業所の光熱水費負担分ですが、2,237 万 8 千円のうち 1,924 万 4 千円が電気料で、値上げ分も見込んだ金額となっております。6 款 1 項組合債は、集配センター冷蔵設備

機器の更新工事に伴う財源として5,100万円の借入を予定しております。39分をお開き願います。只今ご説明いたしました借入によりまして、地方債の令和4年度末における現在高見込額は6,865万6千円となる予定であります。以上が、令和4年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

討論を終結いたします。これから、議第3号について採決いたします。ただいま議題となっております議第3号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第6 議第4号 令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第6 議第4号「令和4年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

○佐藤良 食肉流通施設事務所長

議第4号「令和4年度庄内食肉流通センター事業特別会計予算」について説明いたします。予算書の41分をお開き願います。第1条として歳入歳出予算をそれぞれ4億7,100万円とするもので、前年度と比較して1億5,300万円、率にして24.5%の減となります。これは工事請負費の減による歳入歳出の減及び、庄内食肉流通センター建設当初の起債償還が終了したことが主因となっております。初めに、歳出からご説明申し上げます。50、51分をお開き願います。1款1項1目の管理運営総務費は、主に食肉流通施設事務所の運営に係る総務的経費で前年度と比較して1,737万円の増となっております。主な要因としては、27節繰出金が3,000万円の皆増としております。これは、令和2年度まで庄内地域振興基金より起債償還に充てるため、毎年1億円ずつ繰り入れしていたものを令和4年度か

ら地域振興基金へ戻し入れを行うものです。このほか、24 節積立金が 600 万円の減、26 節公課費として、消費税ですが 600 万円の減が要因です。次に、2 目の施設管理費は庄内食肉流通センターの施設管理に係る経費で総額 2 億 9,245 万 2 千円、前年度と比較して 1 億 3,537 万 2 千円の減となっております。これは工事請負費が、1 億 4,022 万 5 千円減少したことが要因となっております。主なものとして、委託料については前年度と比較して、391 万 1 千円増の総額 1 億 1,077 万 7 千円で、その要因として、と畜ライン制御システムに係る委託料が皆増したことによるものです。52 号、53 号をお開きください。工事請負費の内容につきましては、庄内食肉流通センター処理棟大動物繋留所の扉交換工事、汚水処理施設では、と畜の処理水の中に含まれるし渣を回収し配管のつまりを防止している、し渣自動スクリーンの更新工事、汚水を引き上げる原水ポンプの更新工事、焼却施設では煙突交換工事、屋外タンク交換工事を行うものです。2 款の公債費は、建設当時に借入れた起債が終了したことから前年度と比較して、3,499 万 8 千円減となっております。

次に歳入について、46、47 号をお開き願います。主なものとして、1 款市町負担金は前年度同様 1 億円となります。2 款使用料及び手数料は、主力の豚のと畜頭数を 26 万 2 千頭と見込んでおります。4 款繰入金は、工事請負費に充てるため、2,000 万円を予定しております。48、49 号をお開き願います。6 款 2 項の雑入については、主に施設利用者光熱水費負担分となっております。55 号をご覧ください。地方債の令和 4 年度末における現在高につきましては、5 億 6,765 万 8 千円と見込んでおります。以上で、令和 4 年度の庄内食肉流通センター事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。質疑のある方。9 番 草島進一議員。

○9 番 草島進一議員

1 点質問したいと思えます。53 号の食肉流通センターの改修工事について、今回 3,466 万円となっておりますが、令和 2 年度は 2 億 3,800 万円、令和 3 年度は 1 億 7,080 万円。いずれも大規模な改修を計画という文言があって、これは一段落したのかなと思ったのですが、こうした改修計画の全体像を知りたいのとまた今後の改修計画の予算の見通しなどをお示し頂ければと思います。

○佐藤良 食肉流通施設事務所長

食肉流通センターの改修工事につきましては、ご質問あった通り、令和 2 年度に 2 億 3,000 万円ほどの工事。これにつきましては大きなものというか、と畜ラインのベルトコンベアで、この時工事したのは 364mほどになります。今年度は背割機、皮剥ぎ機の工事ということで、20 年経過していることから、と畜自体を止めることはできないということで計画というよりも経年劣化が激しかったということで 20 年目にして大きな工事をしている状況です。今後の計画につきましては、委託をしている食肉公社からは 5 年間分要

望を頂いてございまして、協議をしながら予算の範囲内という形になりますけれども、工事を計画しております。それから、汚水処理、焼却処理施設に関しましては、3年の長期計画で委託をしている業者から6年分の計画を頂きまして、これも経年劣化や状況をみながら予算を取って改修または修繕に取り組んでいるというのが現状であります。令和2年、3年度と大きな工事をしてございますが、全部できている訳ではございません。いまこのコロナ禍の状況で、と畜ライン自体のシステムがオランダのマレル社の製品を使っており、なかなかオランダから技術者が日本に入って来られないということで工事をストップしている部分がございます。コロナが落ちつけば、そこの部分の改修なり、予算化をして安定した食肉の流通を図っていきたいと考えているところであります。

○議長 尾形昌彦議員

他にございませんか。10番 長谷川剛議員。

○10番 長谷川剛議員

年次別のと畜処理頭数でございますが、昨年度から庄内地域でも豚熱の発生によって殺処分が続いている報道を聞いておりますが、今年度や来年度以降、そうした影響はないのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤良 食肉流通施設事務所長

一昨年になります、庄内管内でも豚熱が発生しました。野生のイノシシの豚熱に感染している件数が、このあいだの新聞報道で111件ほど、県内で発生している状況にあります。庄内でもいつどこでおきるかわからない状況になっておりまして、いまのところはそれぞれの豚舎で、豚につきましては庄内管内含めてワクチンを接種している状況になります。この間豚熱が発生したところの豚舎に関しては、鳥からの感染が懸念されるということでネットを張ったり、イノシシの侵入を防ぐ柵をつける等、県の補助を活用しながら対応をしているところでございます。当流通センターに運ばれる豚につきましては、今のところすべてワクチン接種している豚になりますので、県内だけでなく県外から搬入される豚についてもそういう状況になっております。この間豚熱が発生した時には、庄内から搬入される豚は減りましたけれども、一般業者の方で県外から持ってきて頂いたことで、目標の26万頭は越えており安定したと畜件数になっているというのが現状であります。対策としては、基本的には飼育されている農家さんや業者に頼るしかない訳ですが、注意喚起をしながら見守っている状況です。

○議長 尾形昌彦議員

他にございませんか。ないようですので質疑を終結いたします。討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで討論を終結いたします。議第4号について採決いたします。ただいま議題となっ

ております議第4号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

## ◎日程第7 議第5号 令和4年度庄内広域行政組合市町分賦金

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第7 議第5号「令和4年度庄内広域行政組合市町分賦金について」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

○佐藤良 広域行政事務所長

議第5号「令和4年度庄内広域行政組合市町分賦金」について説明いたします。分賦金の総額につきましては、1億4,140万円とするもので、前年度と比較して900万円の減額としており、納期につきましては年4回とするものです。各会計とも算出方法にて人口割を使用しており、令和2年国勢調査人口を基に、令和4年度分賦金から令和8年度分賦金の算出まで使用する市町人口は固定となります。別表1の一般会計につきましては、経費のほぼすべてを市町分賦金によって賄われており、平成28年度以降、経費の増加により単年度収支で赤字が続き、毎年剰余金を取り崩して対応しており、剰余金の減少により事業が困難となっております。このため、一般会計では100万円の増額とし、分賦金の割合は人口割100%で国勢調査人口により按分しております。続きまして、青果・食肉会計につきましては、これまで鶴岡・酒田の統合施設という建設経過で設けられた都市割、食肉では固有割は、当初の起債償還が終了したことから、それぞれ廃止をし人口割とすることとしておりますが、負担額の急激な増減を経過措置を設けて段階的に毎年10%ずつ調整し、人口割に移行してまいります。別表2の青果市場事業特別会計では、集配センターの建設工事、大規模改修工事の起債償還が終了したことから、これまでどおり地方公営企業繰出し基準以内で設定し、総額2,700万円で昨年より1,000万円減額となります。内訳は、5割を都市割として鶴岡市と酒田市が折半、残りの5割を人口割としております。別表3の庄内食肉流通センター事業特別会計では、センター建設当初の起債償還が終了したことから、鶴岡・酒田の統合施設という建設経過で設けられた固有割は、廃止をして人口割に変更していくこととなりますが、負担額に急激な増減が見込まれるため、固有割を段階的に変更する経過措置を設けて調整を図り、令和4年度は総額の5割を固有割として、鶴岡市と酒田市が折半、4割を人口割、残りの1割を頭数割としております。頭数割につきましては、直近の豚出荷頭数で算出することとしており、令和2年度実績から算定しております。以上で、市町分賦金の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで討論を終結いたします。これから、議第5号について採決いたします。ただいま議題となっております議第5号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第8 議第6号 庄内広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第8 議第6号「庄内広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○斎藤智博 庄内広域行政組合事務局長

議第6号「庄内広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、別記様式第1号の「宣誓書」の末尾の「氏名印」の印を削って「氏名」に改めるものです。提案理由といたしましては、押印廃止関係で、昨年、当組合においても押印を求めている全手続きについて検討を行い、規則・規定等の押印廃止につきましては既に理事会承認で押印を廃止しており、この度条例で押印を求めているものにつきまして、押印の廃止をするものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで討論を終結いたします。これから、議第6号について採決いたします。ただいま

議題となっております議第6号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第6号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第9 議第7号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第9 議第7号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○斎藤智博 庄内広域行政組合事務局長

議第7号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、別表第2の「特別休暇の承認基準」第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げて、新たに第6号として「事由」の欄に「職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合」を、「期間」の欄に「一つの年において5日（当該通院等で体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間」を加えるものです。提案理由といたしましては、妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化が求められている中で、当組合においても「職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合」の特別休暇を新設するものであります。

なお、施行日は、令和4年4月1日で、改正が認められた場合には、「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則」につきましても一部修正し、必要な文言の追加及び修正を予定しております。以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで討論を終結いたします。これから、議第7号について採決いたします。ただいま議題となっております議第7号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第10議第8号 庄内広域行政組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

○議長 尾形昌彦議員

次に、日程第10議第8号「庄内広域行政組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について」を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○斎藤智博 庄内広域行政組合事務局長

このことにつきましては、行政不服審査法が平成28年の改正で同法第81条第1項に規定する機関（行政不服審査会）につきまして、設置が義務付けられた関係で、山形県では令和元年に市町村を含めた「行政不服審査広域連携ワーキングチーム」が設置され、検討が行われてきました。その結果、来年度から県が「行政不服審査会」の処理する事務を受託することにしておりますので、当組合といたしましては職員数も少なく、常時処理できる体制を整えておくことは困難と判断し、県に委託するため協議を行い、議案のとおり規約を制定することについて議会の同意を求めるものであります。以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長 尾形昌彦議員

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 尾形昌彦議員

これで討論を終結いたします。これから、議第8号について採決いたします。ただいま議題となっております議第8号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 尾形昌彦議員

起立全員であります。よって、議第8号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎閉 会

○議長 尾形昌彦議員

以上で、本定例会に付議された議案の審議はすべて議了いたしました。これをもちまして、令和4年2月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時54分)

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

議会議長

議会副議長

議会議員

議会議員